

間数、そして、小数点切上げの時間給が企業ごとに21社記載されている表になっております。

続きまして、資料No. 2になります。令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果の早見表、輸送用機械器具製造業に特化したものになっており、これも9月8日の第1回合同専門部会で基礎調査の結果表を配布しております。

続きまして、資料No. 3になります。これは埼玉県 lowest賃金一覧表になっております。9月1日に埼玉県最低賃金が928円から28円の引上げとなり、956円になりました。956円になりましたので、新たにこのような表を作って、ホームページ等でも周知をしているところでございます。

続きまして、資料No. 4は、9月8日の第1回合同専門部会の後に労働組合から、一部申出に添付した資料に関して修正版の資料になっております。これについては、この後、労働組合側から御説明をいただく予定になっております。

以上です。

福田部会長

どうもありがとうございました。今、資料4までの御説明をいただいたんですけども、それに関して御質問、あるいは御意見等あれば頂戴したいと思いますが、先ほど我々の中でも議論になったんですけど、No. 3を見ていただくと、地賃にのみ込まれるとこういう表記になるんだなというのがあって、我々のところはまだ幸いにそうっていないわけですが、これから特賃はどうするのかというのは、本当にちゃんと考えなくてはいけないタイミングに来ていることは確かだと思います。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、なければ先ほど事務局からもありましたように、資料No. 4について、労側の委員から御説明をお願いできますでしょうか。

二階堂委員

改めまして、皆さん、こんにちは。本日は第2回の専門部会ということで、いろいろ我々労側のほうでまた調査をさせていただきまして、その内容を修正等々も含めて御報告をさせていただきたいと思いますので、資料No. 4を古屋委員から御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

古屋委員

よろしくお願ひします。皆さん、お疲れさまです。私から資料No. 4について御説明を申し上げたいと思います。

まず、賃金の最低額の定めに関する労使間協議、申合せ等に関する再確認をさせていただきました。企業内最低賃金の時間額が前回984円ということで、当該労働組合に再度確認をいたしました。埼玉県内の基幹的労働者に関しては、高校卒の技能のほうなんですけれ

ども、今の実態としては初任給が最低賃金ということを確認できました。記のほうに初任給（高校卒）月額金額ということで、16万9,100円と記載しております。

3枚目に当たりますけど、別紙に金額が記されているのが、2019年度の初任給に関する協定書というので記載があります。その表でいきますと、高校卒が一番上に当たりますが、その中で専門・間接と技能職ということで分かれて、金額の協定が結ばれております。この協定書でいきますと、一番左側のところなんですけれども、こちらは営業部門、販売部門のまとめ役の機能を持っている本部にあるところですので、本部扱いという項目になります。そうしますと、協定上は16万9,100円という協定が結ばれています。ただ、確認しましたところ、今の時点ではこの下の技能職17万2,100円が実際的にはそうなんですけど、協定上は16万9,100円という記載になっております。

右側の実際、A地区、B地区、C地区、D地区と分かれておりますが、それは地方の地区で分かれておりまして、これは昔でいうディーラー、販売店みたいなところに値するところですよ。そうしますと、販売でいきますと、D地区の高卒16万2,100円が最低の金額という表の見方になります。

戻っていただきますと、協定上、16万9,100円が最低ですので、それで時間額を見ますと1,040円ということになります。企業内最低賃金は、埼玉県外の事業所も含めた協定ということで、さきに出した覚書というのを指しているんですけども、それは全国の統一であったがために、今までそういった書類を提出していたということでしたが、今回は特賃でいきますと、埼玉県内の事業所の基幹的労働者の月次給は、高校卒の初任給以上が適用していることを確認いたしました。

経過の報告に行きますと、今まで提出した覚書なんですけれども、春闘の要求に対しての回答書ということで、組合が要求したのに対して、結果、企業としてはこうですという覚書があるんですけども、その位置づけということで、実際の最低賃金に当たる各初任給については、別に協定を締結しておりました。覚書に記載されている賃金で雇用されている労働者は今のところ存在しないと。全事業所の初任給最低額は、いずれも覚書以上の金額で締結しているのが実態でございます。

2段落目、覚書に示されている金額が適用されている事業所が過去にあったということですので、現在は事業再編等ではなくなっています。しかしながら、過去からの春闘要求の経過により覚書の内容については見直しがされず、現在も残っているということが実態です。そのことから、別紙の協定書に記載されている高校卒の専門・間接初任給が、

当該企業の埼玉県内の基幹的労働者に適用される企業内最低賃金となりますということで報告いたします。

2枚目は企業の賃金規則でございまして、基準内賃金の中身が記されていますので、一応こちらはこういった内容ですということでお読み取りいただければと思います。

やはり統廃合というところもあって、この企業の場合は地方によって初任給が今までこうやって違っていて、統合していく中で同じ企業で異動とか発生したときに、給料が下がってしまうのをカバーするために全国レベルの企業内最低賃金を一応、覚書としては持っているのが実態でして、本来であれば協定のほうを提出すべきところでしたが、申入れをするところで企業内最低賃金を提出しなさいということで各労組にお願いをしているものですから、全国统一版の企業内最低賃金の覚書の提出をしてきた経緯がございまして、今後はそういったことがないように指導していきますので、よろしく申し上げます。

説明は以上になります。

福田部会長 ありがとうございます。今の古屋委員の御説明に対して使側、あるいは公益から御質問があればいただければと思いますが。

嶋田委員 特に質問ではないですけれども、前回の議論を踏まえまして、こういう形できちっと御確認いただきまして、ありがとうございます。内容につきましてはよく理解できましたので、大丈夫だと思います。ありがとうございます。

福田部会長 1点だけ、さっきおっしゃったC地区とかD地区というのがありますよね。これは16万9,100円よりも低い数字がついているんですけども、埼玉県ではないという意味ですか。

古屋委員 そうですね。A地区が埼玉県に入るんですけども。

福田部会長 分かりました。ありがとうございます。そういたしますと、お手元の資料No.1を見ていただきますと、右から2つ目の欄の5番というやつがこれだったわけですよね。

古屋委員 はい、そうです。

福田部会長 これが984円になっているけれども、実は1,040円なんだということではないのでしょうか。

古屋委員 はい。

福田部会長 そうすると、今回一番低くなるのは、3番の994円ということでいいんでしょうか。

古屋委員 はい。

福田部会長 これが小数点切上げの形になっているので、上限が993円になるという理解で、事務局、よろしいですか。

賃金室長 はい、そうです。

福田部会長 ということになるんですけども、使側はその説明を了としていただくということよろしいでしょうか。

嶋田委員 はい。よろしいと思います。今のお話の確認になりますが、制度として労使間協定というものが下限になることは、引き続きそういうことは意識していくことよろしいわけですか。

賃金室長 はい、そうです。

嶋田委員 今回は個別の企業の修正ということでよろしいですか。

古屋委員 はい。

嶋田委員 分かりました。金井さんから何かございますか。

金井委員 特にございません。

嶋田委員 よろしいですか。

金井委員 当然ほかの労組さんも基本的には覚書なのか協定書なのかという部分については、もうはっきりしているということよろしいですね。

古屋委員 そうですね。

金井委員 ありがとうございました。大丈夫です。

福田部会長 それでは、今年度の一番低いところは、No. 3の994円であるということで、それを修正した上で議論を続けていきたいと思えます。どうもありがとうございました。労働側も資料を出していただいてあ

りがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、議論に入りたいと思いますが、まず、事務局から、他県等で同じ輸送用機械器具製造業で既にもう決定しているところとかがあれば情報の提供をお願いしたいと思えますけれども、どうでしょうか。

賃金室長 今日現在で答申が出ているところはございません。

福田部会長 分かりました。ありがとうございます。埼玉でも初めてだし、全国でも初めてということでやらせていただくことになるかと思いますが、それでは、労側から基本的な御主張を御発言いただけますでしょうか。

二階堂委員 それでは、さきに修正の御確認をいただきまして、ありがとうございます。今回については、基本的な骨子では変わりはないといったところで、やはり特定最賃についてということできっかりと産業の魅力を守り、企業内の公正競争確保、当該業界を活気あるものに存在するための最賃と捉えています。

春闘の結果と中小企業を含む部品関連労組の賃上げ率については1.66%でありました。昨年度の特定最賃では引上げ率1.76で、17円程度の引上げが妥当と考えておりましたけれども、新型コロナウイルスによる先行きの不透明感からということで5円の引上げとさせていただきます。こちらは昨年と今回を含めると、春闘の引上げ率の加味といったところでは28円の引上げということを考えておりましたけれども、先ほども部会長からあったように、今回一番低いところが994円といったところで切上げになっておりますので、27円の賃金引上げをお伝えしたいと思っております。

以上になります。

福田部会長 ありがとうございます。そうすると昨年分と今年分の春闘の引上げ率を見ながら、28円なんだけれども、上限が27円ということで、上限いっぱい要求だということでもよろしいでしょうか。

二階堂委員 はい。

福田部会長 ありがとうございます。それでは、嶋田さんから、使側の基本的小お考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

嶋田委員 使側としますと、結果としてはプラス20円ぐらいの目安にさせていただければということでございます。

根拠といたしましては、埼玉県の鉱工業生産指数というのが前年同

期比約1.7%、約2%ほど上がってきておりますけれども、日銀短観や法人企業統計等も改善基調を示していることを踏まえまして、去年の試算で使った20円とほぼ同額になるんですが、2%プラスしたところの1.02を掛けて20円というところで、いろいろ議論いたしました。取りあえずそのところから議論をスタートしたいと思っております。

以上でございます。

福田部会長

ありがとうございます。それでは、今、二階堂委員と嶋田委員から御発言いただきましたけれども、残りの委員から御質問、御意見があればそれぞれお聞きしたいと思いますし、あるいは双方に対する御質問などあればしていただければと思いますけれども、公益側からも、もし何かあれば御発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

町田委員

すいません、質問というか、先ほどの労側の意見のところ、私は労働組合ですけど、上部団体であるJAMの状況で言いますと、中小の物づくり労働組合が集まっている団体であるということで、今の雇用環境といいますか、採用状況の一つの形態として、やはり非正規社員であったりとか、派遣労働者の方を最初に雇用して、その後、その方たちを社員に登用するのが採用形態の一つになっておりますので、ぜひ輸送用機械の魅力に関して、採用の入り口ということで考えていただいて御検討いただきたいということと、私どももそうなんですけど、自動車の関係で自動車のエンジン部品を作っている企業なんかで言いますと、今後の中では事業転換というものが必要になってきますので、そういった部分では特に若い力が大変重要になってきますので、そういうことを考える中で、いかに若い力をこの業界に入れるかというところも含めて、この場で検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

福田部会長

ありがとうございます。今の御質問に対して、何か使側から御意見なりあれば承りますけれども。

嶋田委員

輸送用機械のところは、御存じのとおり、県の主要な産業であると当然我々は認識しておりますけれども、その点で魅力度アップという部分については非常に同感するものでございますし、ただ、今回、我々は20円という部分につきましては、人件費が増えるという側面ではなくて、業界の底上げ、魅力度アップ、そしてまた、新規採用の条件を評価できるような形でということも当然考えながら、一応提示はさせていただいております。その部分については同感かと思えます

ので。

福田部会長

ありがとうございます。間に立たせていただいて、両側ともそれぞれとてもプライドを持って、自分たちの産業のことを考えていらっしゃるというのはとても感じておりますので、その中でお互い納得できる結論が出せればいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。それでは、個別に我々と労側、我々と使側ということで調整点を探りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。では、労側からやらせていただきたいと思いますので、大変恐縮ですけれども、お待ちいただく場所を用意していただいているかと思っておりますので、お待ちいただいて、その後で使側の御意向をまた聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(個別協議)

(再開)

福田部会長

大変お待たせしました。

それでは、部会を再開いたします。労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力をいただき、心より感謝申し上げます。令和3年度の輸送用機械器具の特定最低賃金は、引上げ額が24円、引上げ率が何%ですか。

賃金室長

2.48になります。

福田部会長

2.48%。ありがとうございます。時間額が990円とすることで結論に至ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長

それでは、採決に入ります。令和3年度の埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金は、時間額990円、発効日は令和3年12月1日とするについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

福田部会長

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。それでは、部会長報告書(案)を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

福田部会長

それでは、部会長報告(案)について、事務局から読み上げをお願い

いたします。

賃金室長

令和3年9月15日、埼玉地方最低賃金審議会輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、福田素生から、埼玉地方最低賃金審議会会長、佐野勝正宛ての埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書になります。

当専門部会は、令和3年8月2日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たって専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、鈴木奈穂美、土屋直樹、福田素生。労働者代表委員、二階堂祐輔、古屋光一、町田克則。使用者代表委員、金井浩、嶋田昌美、塚越保雄。

別紙を読み上げます。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）、または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満または65歳以上の者、（2）雇入れ後3か月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ、清掃または片づけの業務、ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰めまたは運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額は1時間990円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないものは、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日は、令和3年12月1日。

以上、読み上げを終了します。

福田部会長

ただいま事務局から、部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福田部会長

ありがとうございます。原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、案を消していただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶があります。

労働基準部長 ただいま部会長から、埼玉県輸送用機械器具製造最低賃金の改正につきまして決定、報告をいただきました。誠にありがとうございます。
各委員の皆様方には、コロナ禍の緊急事態宣言下におきまして、審議の進め方等につきましても何かと御不便をおかけしましたところ、そのような中におきましても慎重で真摯な審議を尽くしていただきまして、その結果としまして全会一致いただいたところでございます。改めて御礼を申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

福田部会長 議事の（２）はその他です。まず、委員の先生方から何かございますでしょうか。
ないようでしたら、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 本審委員の方に今後の予定について申し上げます。９月２９日午後２時半から第８回本審を１４階会議室で開催の予定です。この本審において本日の部会報告を審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は１０月１８日に異議審を開催し、再審議を経まして、１０月２８日に改正決定の官報公示を行い、改正発効日は１２月１日水曜日という予定になっております。
以上です。

福田部会長 ありがとうございました。本審は９月２９日の午後ということですね。

賃金室長 はい。

福田部会長 では、以上をもちまして、第２回埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。
本当に長時間どうもありがとうございました。

— 了 —